

## 平成27年白老町議会議案説明会会議録

平成27年 9月 4日(金曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時37分

---

### ○議事日程

1. 白老町議会第1回定例会9月会議議案説明

---

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会第1回定例会9月会議議案説明

---

### ○出席議員(14名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 氏家裕治君  | 2番 吉田和子君  |
| 3番 斎藤征信君  | 4番 大淵紀夫君  |
| 5番 松田謙吾君  | 7番 西田祐子君  |
| 8番 広地紀彰君  | 9番 吉谷一孝君  |
| 10番 小西秀延君 | 11番 山田和子君 |
| 12番 本間広朗君 | 13番 前田博之君 |
| 14番 及川保君  | 15番 山本浩平君 |

---

### ○欠席議員(なし)

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

- |         |       |
|---------|-------|
| 総務課長    | 大黒克己君 |
| 財政課長    | 安達義孝君 |
| 企画課長    | 高橋裕明君 |
| 経済振興課長  | 本間力君  |
| 農林水産課長  | 石井和彦君 |
| 生活環境課長  | 山本康正君 |
| 町民課長    | 畑田正明君 |
| 税務課長    | 南光男君  |
| 上下水道課長  | 田中春光君 |
| 建設課長    | 竹田敏雄君 |
| 健康福祉課長  | 長澤敏博君 |
| 高齢者介護課長 | 田尻康子君 |

学校教育課長	高尾利弘君
生涯学習課長	武永真君
子ども課長	下河勇生君
病院事務長	野宮淳史君
消防長	中村諭君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主査	増田宏仁君

---

## ◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） これより第1回定例会9月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。 (午前10時00分)

---

○議長（山本浩平君） 第1回定例会9月会議に町長から提案のあった議案は、条例の制定1件、条例の一部改正5件、各会計の補正予算3件、組合規約の変更3件、財産の取得1件、委員の選任同意1件、認定3件、報告5件、合わせて22件であります。順次、議案の説明をいただきます。日程第1、議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第4号）の議案について説明をお願いいたします。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） おはようございます。議案第1号でございます。平成27年度白老町一般会計補正予算（第4号）です。今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ1億1,528万1,000円を追加いたしまして歳入歳出それぞれ92億2,378万7,000円の補正となるものでございます。

次に「第1表 歳入歳出補正予算補正」につきましては記載のとおりでございます。4ページも記載のとおりでございます。「第2表 地方債補正」でございます。町有林の作業道災害普及費事業につきましては歳出のほうでご説明申し上げます。

次に臨時財政対策債7月に交付決定されておりました交付額が3億9,748万6,000円と決定されたことから今回減額するものでございます。臨時財政対策債につきましては前年比較しまして7.2%の減、前年実績等比較いたしますと3,074万8,000円の減となりました。

次に時間をお借りしまして合わせて地方交付税の普通交付税分が確定となっておりますのでこれについてもご説明申し上げます。今回確定された交付税は総額35億6,654万5,000円でございます。これに伴う予算額が34億2千万円としておりましたので予算対比で、1億4,654万5,000円となっております。1.19%の伸びでございます。前年実績と比較しまして4,184万9,000円の増額となっております。地方財政計画では0.8%減となっておりますが本町では先ほども申し上げたとおり1.19%の増になった状況でございます。増額になった要因でございますが基準財政需要額で9,864万3,000円が増額になっております。個別算定におきましては約2,670万の補正係数等単位費用の減額になっておりますが、このたび26年度から算定されております人口減少等特別対策事業の費用として1億6,900万増加かなど、この部分については当初予算に算定が本年度よりなるという状況でございましたけれども詳細については明細なものはわからないということで掲載しておりません。

次、基準財政収入額につきましては5,046万6,000円ほど伸びております。これの要因につきましては消費税が5%から8%なったということで地方の配布部分、地方交付税交付金これらが増額になったことによって増加したものであります。この分差し引き基準財政収入額から基準財政需

要額を引きますと約4,100万、前年より伸びているという状況でございます。

次に6ページ、7ページ歳入歳出事項別明細書でございますが歳出のほうからご説明申し上げます。

12ページ、13ページお開き下さい。2款総務費、1項1目一般管理費番号制度導入事業381万3,000円増額補正でございます。この事業につきましては本年10月1日より町民に対して通知カードが送付されることとなります。これに伴って業務量の増加に伴い共済費、賃金を増額補正するものであります。また委託料につきましては国との番号制度システムの接続に対する構築費用として183万6,000円の補正、備品購入費では国との接続アクセスとしての端末代として2台分107万6,000円の計上でございます。財源につきましては国庫補助金444万2,000円の増、一般財源につきましては62万6,000円の減となります。

次に7目財産管理費、町有林管理事業478万2,000円の増額補正でございます。このたび道の補助決定を受けまして石山町有林の間伐及び集材の事業を行うものでございます。面積が14.90ヘクタールでございます。それに伴う財源につきましては一般財源となります。立木の売り払いが約140万ほどこのたびの補正で計上しております。財源につきましては道補助金351万6,000円、一般財源が126万6,000円となっております。

次、17目諸費、税等過誤納還付金等でございます。99万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては法人町民税、個人町民税つきまして過誤の還付金でございますが法人町民税につきましては本年度の確定申告の際、前年度に納めた予定申告、所得割が減少になったことに伴って本年度にその分の減額分を歳出還付金でございます。個人町民税につきましては現年度以前の年度の遡及して確定申告に行ったものに対しての件数がございましてそれに伴う過誤の還付金でございます。財源は全額一般財源でございます。

次に14ページでございます。3款民生費、1項7目福祉館費、北吉原ふれあいプラザ管理運営経費8万7,000円でございます。役務費としてホールのストーブ2台分、取りかえるものでございます。ふれあいプラザにつきましては指定管理を行っておりまして指定管理に一部修繕が入っておりますけれども再三修繕はしておりまして使用ができなかったということで、このたびストーブを交換することにしました。ストーブにつきましては竹浦小学校で余ったものをこちらのほうに移設して長年竹浦小学校で使っていましたのでオーバーホールをしてつけかえるというような費用でございます。財源につきましては一般財源でございます。

次2項4目児童福祉施設費、認定こども園施設整備事業でございます。3,973万4,000円の増額補正でございます。28年4月から私立さくら幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行するにあたり施設の改修を行う経費でございます。認定こども園についてはゼロ歳から2歳児の子どもさんたちを受け入れるための部屋の改造、共用部分の改造でございます。総額の事業費は5千万でございます。改修する部分は調理室、乳児室、保育室、子育て支援室等の部屋と共用施設である暖房設備等の設備の更新を図るものでございます。5千万の事業費のうち国庫補助金が2,723万5,000円、町補助金が1,249万9,000円。事業主負担が1,026万6,000円でございます。この事業はあくま

で白老町の補助を受け交付するため国庫補助金分と一般財源分が計上されております。

次に4款環境衛生費、1項1目地域保健費、国民健康保険事業特別会計繰出金25万円の増額補正でございます。これは本年インフルエンザ予防接種のワクチンが値上げされたということで、それに伴う繰出しでございますが、本来は自己負担も検討しましたが従来の個人負担1,000円を据え置きのまま町の負担分を繰出すものでございます。国保会計で受ける1,000人分で50万円でございますが国保補助調整付金が交付されるということで2分の1、25万円計上しております。

次に3目予防費、予防接種事業経費15万2,000円でございます。これも先ほど説明したとおりワクチンが値上げしたということで単価増になる分500円が増加になる分の280名分14万と扶助費につきましては町外以外で受ける方の部分でございますが、町外の部分では1人1,200円掛ける10人分、1万2,000円を計上しております。この財源につきましても一般財源でございます。後期高齢者予防接種事業経費ワクチンの値上げに伴うものでございまして500円掛ける後期高齢者1,740名分、87万円を計上したものでございます。

次のページの扶助費も町外で受けられる方1,200円掛ける35名分、4万3,000円を計上しております。全額一般財源でございます。

次、2項1目環境衛生諸費、有害昆虫・鳥獣駆除対策経費46万9,000円の増額補正でございます。これにつきましてはヒグマのパトロール等に係る費用を計上一部しております。猟友会に依頼することによる臨時作業員の賃金5名分として34万2,000円を計上しております。

次に需用費でございますが消耗品として毒ガの発生、今後秋に発生という可能性もあるということで殺虫剤を5万6,000円計上しております。備品購入につきましては現在スズメバチの防護服が2着ございますけども1着が作業中にやぶれたということで最近相当数件数がふえておりますので、それに対応したものとして今回1着購入するというところでございます。これも全額一般財源でございます。4目墓園費、白老霊園及び町有墓地管理経費112万2,000円の計上でございます。これは墓園造成事業特別会計繰出金でございまして本年4月から8月までの墓園の売却が3区画42万円にとどまりました。そのため9月に償還する元利償還金154万1,481円が財源不足になったことによって補てんとして一般会計から墓園造成特別会計のほうに繰出すものでございます。全額一般財源でございます。8款土木費、2項1目道路維持費、道路施設維持補修経費572万4,000円の計上でございます。舗装道路補修経費でございまして舗装道路の穴の補修に伴う委託料として行うものでございます。100トン分、トン当たり5万3,000円を増額補正するものでございます。これも一般財源でございます。

次に18ページの9款消防費、1項4目災害対策費しらおい防災フェア実施事業47万3,000円の計上でございます。これにつきましては本年度、食育防災センターができたということで食育防災センターを活用した防災フェアを行うための経費でございます。協力に対しましては室蘭地方气象台、第73戦車連隊、白老町自衛隊協力会、自衛隊札幌地方協力本部苫小牧出張所、白老防災マイスター会、それに給食センターの業務を委託している株式会社日総でございます。需要費につきましては消耗品は食器、防災啓発用品の購入でございます。印刷製本費は周知のためのチラシの印

刷でございます。賄材料につきましては炊き出し訓練ということでカレーライス 300 人分の材料でございます。使用料、賃借料につきましては当日のイベント、テント、テーブル等の設置に伴う賃借料でございます。先ほどいいましたとおり炊き出しということでカレーにつきましては第 73 戦車連隊のほうでつくってごはんのほうは食育防災センターの株式会社日総のほうで炊き出しを行うというような予定としております。財源につきましても全額一般財源でございます。

次に 10 款教育費、4 項 1 目幼稚園費、幼稚園就園費補助金 198 万 8,000 円の増額補正でございます。このたび制度改正がありまして低所得者世帯これは非課税世帯の保護者の負担軽減と国庫補助金の限度額の改正によりまして 198 万 8,000 円が増額になっております。現在の入園者で算定しておりますが今後まだ移動する可能性がございますので 3 月にはまだ補正がある予定でございます。財源につきましては国庫補助金 169 万円、一般財源が 29 万 8,000 円となっております。

次に 5 項 3 目図書館費、図書等購入経費 1 万円でございます。図書の備品として社台の佐藤津苗子様からいただいた寄附金を活用するものでございます。財源は寄附金でございます。

次 20 ページ 4 目文化財保護費でございます。文化財行政事務経費 5 万 6,000 円の計上でございます。これにつきましては象徴空間の開設時に合わせた第 2 次の仙台藩元陣屋の整備環境事業のため事前に調査を行うため文化庁の調査官を招へいする費用でございます。文化財の調査のため調査官が洞爺湖町に来ておりまして洞爺湖町の方も出張しておりまして洞爺湖町で片道分、本町で片道分という計上でその経費でございます。

次に 11 款災害復旧費、2 項 2 目林業施設災害復旧費、町有林作業道災害復旧事業でございます。377 万 6,000 円の増額補正でございます。この災害につきましては昨年 9 月の災害でも一部復旧を行っておりますがさらに奥地への部分が作業道災害で崩れたということで調査がわかった結果、今回復旧するものでございます。委託料については人件費分の委託料、使用料賃借料については重機の借上げ分、原材料についてはそれに伴う復旧による砂利及び資材でございます。財源につきましては加年債ということで地方債の 65%

240 万円の記載でございます。残り一般財源は 137 万 6,000 円でございます。

次に 14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費、各種基金積立金 5,093 万 6,000 円でございます。文化振興基金積立金これは寄付金として先日ミュージックオフィス宮澤様から 2 万円寄附をいただいた積立でございます。

次に町債管理基金積立金 5 千万円の計上でございます。昨年度も町債管理基金に 5 千万円計上させていただきまして残高が 5 千万円となっております。今回も繰越金の余剰財源を活用いたしまして 5 千万円積立を行い本年度末に繰上げ償還の予定するものでございます。

次に 23 ページでございますが、水産業振興基金積立金、白老町の緑町前田育子様からいただいた 6,000 円の積立でございます。それと白老町ふるさと GENKI 応援寄附金基金積立金でございます。91 万円の計上でございます。これはふるさと納税の 6 月から 7 月分の計上分でございます。以上、歳出のほうは終了させていただきますが特定財源のほうは今の歳出のほうでご説明させていただきますので一般財源の部分の歳入についてご説明申し上げます。

8 ページ、9 ページでございます。17 款財産収入、2 目物品売払収入、ということで立木と売払収入、町有林間伐に伴う売払がでております。140 万 8,000 円を計上しております。

次に 18 款寄附金につきましては先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に 19 款繰入金、1 項 12 目財産調整基金繰入金、財政調整基金繰入金として 108 万 6,000 円の減額です。これは本年の第 1 号補正で行った補正予算に対し財源が何もなかったということで財政調整基金の中から繰入を行っておりましたが、このたび繰越がございますのでここに財政調整基金に戻すというのが処置でございます。108 万 6,000 円を戻した結果、財政調整基金の残高につきましては 4 億 966 万 1,000 円の残高になっております。

次に 20 款繰越金、1 項 1 目繰越金 8,524 万 5,000 円の歳入でございます。これにつきましては今回の補正に伴う財源でございます。第 3 号補正までの残高が 1 億 5,622 万円ございまして今回の 8,524 万 5,000 円を収入として加えますと残高は 7,097 万 5,000 円になっております。これで 4 号補正の説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 1 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

7 番、西田祐子議員。

○7 番（西田祐子君） おはようございます。保育園、認定保育園 15 ページのところ施設整備事業総額約 5 千万円の事業ということなのですが、先ほど簡単に説明をいただいたのですが具体的にどんなふうになるのかしらイメージがわからなかったものですから詳しく教えていただければと思います。それと同じく 19 ページの幼稚園就園費補助金ということで入園者に対する補助なんですけど何名で一人当たりどのくらい補助になるのか、その辺を教えてください。それと。

○議長（山本浩平君） 7 番 西田祐子議員。内容についての質疑については本会議においてやっていただきたいと思います。説明の聞いた中で本会議で質問するのに、わかりにくいなというところ、理解できなかったところだけ聞いていただきたいと思います。細かいところは本会議で聞いていただかないと。では若干、補足説明あれば今のところで簡単に結構ですから。

下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 認定こども園の関係でございます。先ほど財政課長のほうからお話がありましたとおり、2 歳未満の子どもたちを受け入れるために改修するところにあります。2 歳未満でありますとそこで給食とかつくらなくてはならないものですから調理室とか乳児室等を改修するという形になります。80 名定員があるのですが認定こども園になると 121 名になる予定です。2 歳以下が 20 名の枠となっております。以上です。

○議長（山本浩平君） ほかに特に何か聞いておきたいことがありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 1 号の議案説明を終了いたします。

日程第 2、議案第 2 号 平成 27 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の議

案について説明をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 議2-1をお開き下さい。議案第2号でございます。平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ208万4,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,419万5,000円とする補正でございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。6ページをお開き下さい。歳出、8款2項1目保健衛生普及費健康づくり指導経費50万円の増額補正でございます。内容につきましては先ほど一般会計のほうからの補正でご説明ありましたが高齢者インフルエンザ予防接種委託料で平成27年度インフルエンザワクチンの単価の値上げ相当分を見込み50万円の増額補正するものでございます。財源につきましては道支出金の北海道国民健康保険調整交付金で25万円、一般会計からの繰入金で25万円充当するものでございます。

次に13款1項1目繰上充用金で前年度繰上充用金258万4,000円の減額補正でございます。この繰上充用金につきましては平成26年度国庫会計の収支決算見込みにおいて歳入不足が見込まれたことから、ことしの5月に平成27年度国庫会計（第1号）補正により3,110万円の繰上充用金を可決いただいたところでございますが、平成26年度の最終的決算数字が確定したことに伴いまして258万4,000円を減額し整理するものでございます。財源につきましては国庫支出金の財政調整交付金を充てていたことから、ここから258万4,000円を減額するものでございます。なお、最終繰上充用金につきましては2,851万5,638円となっております。

次に4ページをお開き下さい。歳入でございます。歳入につきましては先ほど歳出でご説明させていただきましたので省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終了いたします。

日程第3、議案第3号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議3-1をお開き下さい。議案3号でございます。平成27年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては歳入歳出、特に金額の増減はございません。先ほど一般会計の補正の時に説明申し上げましたとおり償還金の支出に伴いまして財源不足が生じたため財源の振替をさせていただいたものでご



ざいます。

2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6 ページをお開き下さい。歳出、1 款 1 項 1 目元金償還金でございます。平成 27 年度に行いました墓園造成事業の工事費にかかわる償還金がございまして、これの支払いが今回 9 月にございます。元利合わせて 154 万 1,000 円を支出する予定となっております。この財源につきましては当初予算では全て墓園の使用料を充てる計上させていただいておりましたが、また 4 ページにお戻りいただきたいのですが歳入のところでご説明させていただきます。先ほど償還金の財源を全て 1 款 1 目墓園使用料でまかなう考えでございましたが、8 月末現在 42 万円の 3 区画の収入にとどまっておりますので今回 111 万 2,000 円減額させていただき、財源不足分を一般会計の繰入金で増額させていただいて一般会計からいただくというものでございます。以上が補正予算の説明になります。以上です。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 3 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） これ 27 年度からスタートですよ。年度当初こうですから多分、今の状況から見れば前年こういうことが出てくると思います。本会議で議論したいのでその見とおしをもう 1 回計画の現状の当初したままでいいのか変更なって毎年町負担の見とおしを整理して数字が直して試算表が出るのであれば出してほしいし、そういう部分が懸念されてあるのであれば、本会議で質問しますのでその辺を整理してほしいと思います。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） その辺は整理させてお答えさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 資料提出するということによろしいですか。

○生活環境課長（山本康正君） 資料でまとめた形で提出させていただくようにいたします。

○議長（山本浩平君） よろしいですか前田議員。ほか。質疑ございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 3 号の議案説明を終わります。

次の日程に入る前にお諮りいたします。日程第 4 から日程第 12 までの条例の新制定、一部改正、組合規約の変更についての 9 件の議案説明についてであります。議案第 4 号については新制定でありますので全文を朗読し説明させることとし、議案第 5 号から議案第 12 号は条例の一部改正、組合規約の変更でありますので改正条文の朗読を省略し議案説明、新旧対照表及び資料により簡潔に説明させることといたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 異議なしと認めます。それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

す。

日程第 4、議案第 4 号 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議案第 4 号、白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての議案についてのご説明をさせていただきます。新条例でございますので条例全文を朗読させていただきます。

白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 法第 2 条第 3 項に規定する個人情報をいう。
- （2）個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- （3）特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- （4）特定個人情報ファイル 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- （5）個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- （6）情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（町の債務）

第 3 条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用に係る事務）

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 に定めるところによるものとし、同表の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表

の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例及び規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられている時は、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報を提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例及び規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附則この条例は、法附則第1条第4号に掲げる既定の施行の日から施行する。

次ページです。別表第1（第4条関係）

機関、1町長。事務、白老町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例策27）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。

機関、2町長。事務、白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例策28号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。

機関、3町長。事務、白老町有一般住宅条例（平成22年条例第2号）による町有一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの。

別表第2（第4条関係）

機関、1町長。事務、白老町乳幼児等医療の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。特定個人情報、住民票関係情報であって規則で定めるもの。地方税関係情報であって規則で定めるもの。国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの。

機関、2町長。事務、白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。特定個人情報、住民票関係情報であって規則で定めるもの。地方税関係情報であって規則で定めるもの。国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの。

機関、3町長。事務、白老町有一般住宅条例による町有一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの。特定個人情報、住民票関係情報であって規則で定めるもの。地方税関係情報であって規則で定めるもの。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関、1教育委員会。事務、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの。

情報提供機関、町長。特定個人情報、住民票関係情報であって規則で定めるもの。地方税関係情報であって規則で定めるもの。以上、上文の朗読は終了いたします。

続きまして議案説明にまいります。議4-5に記載のとおりでございますが、別紙で今回の条例について具体的に説明させていただいたと思いますので、議案第4号説明資料をお開き願いたいと思います。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律につきましては、条例では法といういい方を省略しておりますが、ここでは番号法と表記させていただきます。まず条例の趣旨でございますが個人番号を利用するにあたってこの法律にうたっているもの、これ以外は基本的には認めないということになっておりますが、番号法の第9条第1項で別表第1とありまして法定事務と独自利用事務の二つの分けがございます。説明させていただいた部分と下の表といたしますか、こちらを見比べながらお開き願いたいと思うのですが法定事務と独自利用事務がありまして、法定事務は法律でいわれているのは社会保障、税、災害分野における事務と定めております。そのほかに福祉や保健もしくは医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務、これらに類する事務については条例で定めれば利用が可能である法律内容になっております。そこで本町においては独自利用事務として戻りますが、議4-4別表第1でございますがここに掲げた3つの事務を独自利用事務ということで個人番号の情報特定個人情報を利用させていただくということで考えてございます。それから表に戻っていただきまして、この表では他の団体と情報連携というのは法定事務、独自利用事務共に法律で定められている内容になっております。そのほかその下に同一の執行機関内の情報連携ということが独自利用事務、法定事務についても条例で定めなければならないことになっておりまして、これにつきまして戻っていただきまして議4-4の別表第2、先ほど別表第1で特定個人情報を使用する事務は3つ掲げてございますが、その中の特定個人情報中身として住民票であったり地方税であったり国民健康保険税こういう情報を使いますよという条例の規定になってございます。それからもう一方で番号法の第19条9号規定に基づきまして町内の連携ということで町内の同一団体の他の機関へ特定個人情報を提供することが可能となっております。戻りまして議4-4別表第3、町長から教育委員会に情報提供するというもので、事務についてはこの記載の子ども子育てに関する事務、特定個人情報については住民票関係、地方税関係という内容のものを提供できますよということが今回条例で規定している内容でございます。以上で説明終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 町民に対することはわかったけれど町内業務で税の滞納処分ありますよね。この説明でいけば法定事務では税、独自利用では地方税となっております。その時に滞納者

に対して預金の差し押さえとか出てきますけどそういう場合で使う場所は別表1第4条関係で規定されているの中で規定されてくるということですか。そのつど国のほうに合わせて一つずつ上がってくるということなのか。今の言った事例についての扱いはどうなのですか。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 個別の事例について私のほうで精査していないのですから、確定的なことは今の段階ではお答えできませんので再度精査した上でお答えさせていただきたいと思うのですが、今回の条例は法定事務としてうたわれている内容は全て法律に基づいて事務を進める内容になっておりまして、その法律以外の部分で町として必要な事務についてこの条例で定めるということになっております。前田議員がご質問にあった内容については実際法律でうたわれているのかってというのは私のほうで精査していないものですから、その辺につきましては再度確認させていただきますが、今の質問のあった部分については条例の適用部分では、ないということはお答えさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） これに該当しなくても、これからそういう部分で懸念される部分ってありますよね。町内事務であっても町民に対しても。今、押さえている部分で準則等例示していただきたいと思います。それがどうかということはありませんから。ついでに本会議でいってもわからなかったら困るので、議案4-2第3条の最後に地域の特性に応じた施策を実施するものとあるのですが、これの逐条解説をできれば本会議の時に文章でお願いします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 本会議までにご用意いたします。

○議長（山本浩平君） 特に聞いておく必要の方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終了いたします。

日程第5、議案第5号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 議5-1をお開き下さい。議案第5号でございます。白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

次ページ、議5-2をお開き下さい。議案説明でございます。「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳カードの新規交付が廃止されることから、住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして議5-3新旧対照表でございます。新旧対照表（第1条による関係）でございますが

第2条第9条の次に第20号として新たに通知カードの再交付手数料500円と定め、従来の20号から27号を1号ずつ繰り下げるものとございます。

次の表の新旧対照表（第2条による関係）では現在の住民基本カードの新規交付が平成27年12月末をもって終了することから、第2条第21号の基本住民台帳カードの交付手数料の規定を控除し新たに個人番号カードの再交付手数料を500円に定めるものであります。今回の改正は行政手続きに特定個人を識別する番号の利用等に関する法律が交付されたことに伴い10月5日以降、国民一人一人に個人番号が付番された通知カードが国の委託機関から本人に通知されることとなります。また本人からの申請に基づき平成28年1月1日以降、個人番号カードを市町村が交付されることとなります。いずれもカードも初回の交付手数料は国の負担により無料となりますが紛失等により再交付となる場合は国の負担はありません。このため再交付を希望する場合は受益者負担の考えから再交付手数料を定めるものであります。なお手数料の額につきましては総務省自治行政局通知に示されている再交付手数料相当経費を再交付の手数料額として定めるものであります。

次に議5-1戻っていただきます。附則でございます。この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から第2条の規定は平成28年1月1日から施行ものとございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終了いたします。

日程第6、議案第6号 白老町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議案第6号でございます。白老町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。内容につきましても今回の番号法制定に伴いまして国の法律であります行政機関の保有する個人情報に保護に関する法律。この法律が改正されたことに伴いまして本町の個人情報保護条例についても準じた改正をしているという内容でございます。議案説明でございますが、議6-6に記載してございますけど中身につきましては別途説明資料をご用意させていただいております。議6-12の後に議案第6号説明資料を添付してございます。これに沿ってご説明させていただきたいと思っております。主な改正内容でございますが、1つ目として特定個人情報目的外利用及び外部提供の厳格化ということで特定個人情報の目的外利用について、国と同様に通常の個人情報よりもさらに厳格に制限するという内容につきましても罰則等も厳しくなっておりますし、具体的には人の生命・身体または財産を保護するために必要である場合であって本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合に限るということになってございます。また特定個人情報のうち特定情報提供等記録については、目的外利用を想定しな

いたため対象外としている内容でございます。2つ目としまして任意代理人による特定個人情報の開示・訂正・削除・利用中止請求ということで、現行の法律あるいは町の条例いずれにおきましても個人情報の開示請求等につきましては、本人または法定代理人に限り認めているところであります。この点、番号法による読替え後の国の法律では、本人による確認の強化や利便性の向上などを理由に特定個人情報の開示請求等に限り、本人及び法定代理人のほか、本人の委任による代理人も請求権者として認めるものとしておりますので、本町においても同様の扱いとするものでございます。ここでいう本人の委任による代理人というのは例えば税理士であったり司法書士であったりというような方々を代理人として定めてその方が実際、請求情報の開示ということ特定個人情報に限ってはできるという内容になってございます。3つ目としまして特定個人情報の削除・利用中止請求範囲の拡大。特定個人情報が番号法の規定に反して利用、収集、保管されているときにおいて、特定個人情報の削除・利用中止請求を認めるものとしますということで難しい書き方になってございますが、例えば個人情報が合法的に使われた場合には問題ないのですが特定個人情報が不正か何かによって使われた場合、本人の承諾がなければできないものを承諾なしに使ってしまったという不正があった場合については、その利用について問題のない利用の範囲であっても利用収集が不正があるということで、その行為事態を全て中止請求できるという内容に変更になったとというような内容になってございます。それから2番目の施行期日でございますが、この条例につきましては平成27年10月5日施行でございますが、情報提供等が記録に係る部分については番号法附則第1条第5号に規定する日ということで、平成29年1月1日の予定になったございますのでこれも合わせて本条例の附則としてございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案第6号の説明が終わりました。

これより議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要の方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時10分

○議長（山本浩平君） 引き続き議案説明会を開再いたします。

日程第7、議案第7号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 議7-1をお開き下さい。議案第7号でございます。白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議7-2をお開き下さい。議案説明でございます。白老町小学校適正配置計画に基づき社台小学

校、白老小学校、及び緑丘小学校の三校を統合して校名を白老小学校とし現緑丘小学校の校舎を新校舎とすることから本条例の一部を改正するものであります。

次に議7-3をお開き下さい。新旧対照表でございます。別表第1の表につきまして改正前の社台小学校、白老小学校、緑丘小学校の名称及び位置を改正後名称を白老小学校に位置を緑丘3丁目1番1号とするものでございます。

次に議7-1をお開き下さい。附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第8号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 議案第8号でございます。白老町放課後児童クラブ条例の一部改正する条例についてご説明いたします。

議8-3をお開き下さい。議案説明でございます。平成27年8月の竹浦小学校の移転に伴い、竹浦児童クラブは、新校舎の余裕教室での運営が可能となったことから、当該児童クラブの位置を変更するとともに、平成28年度より社台・白老地区小学校統合に伴い鉄南児童クラブ及び鉄北児童クラブの名称及び位置を変更することから、本条例の一部を改正するものであります。また、所要の規定の整備についても併せて行うものでございます。

次に議8-4をお開き下さい。新旧対照表でございます。名称及び位置については改正前の白老鉄南児童クラブと、白老鉄北児童クラブにつきましては改正後の名称を白老第1児童クラブと、白老第2児童クラブとし位置を緑丘3丁目1番1号白老小学校内とするものであります。また竹浦児童クラブは位置を改正前の竹浦198番地27、竹浦コミセン内を改正後、竹浦198番地8、竹浦小学校内とするものであります。なお、虎杖浜児童クラブの位置につきましては変更はありませんが現在使用している居住表示に改正するものであります。

議8-2をお開き下さい。附則でございます。

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定中白老鉄南児童クラブの項及び白老鉄北児童クラブの項を改める部分は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第2条の表の竹浦児童クラブの項の規定は平成27年8月14日から適用するものでございます。なお竹浦児童クラブにつきましては竹浦小学校の移転に合わせまして夏休み期間中に既に移転しているところでございます。本来移転前に位置・変更の条例提案をすべきところを提案がこの時期になりましたことをお詫び申し上げます。申し訳ございません。以上で説



明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第9号 白老町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 議案第9号でございます。白老町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてのご説明をいたします。

議9-3をお開き下さい。議案説明でございます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）の一部改正に伴い、会長及び委員の要件に係る規定が削除されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。白老町青少年問題協議会は地方青少年問題協議会法により白老町青少年問題協議会条例に基づきまして設置された協議会です。青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の重要事項の調査、審議等を行う機関として本条例により協議会を設置しているところであります。地方青少年問題協議会法につきましては、平成25年6月14日に一部改正が行われ、平成26年7月25日から施行されているところでございます。

議9-4をお開き下さい。新旧対照表をご覧ください。委員についてでございます。第3条についてであります。委員の合計人数を12名以内に変更いたします。また法律から委員の要件が削除されましたので、新たに第2項におきまして委員は町長が任命するとし、関係行政機関の職員及び学識経験者に、町長が特に必要と認める者を加えた委員で組織するものとしたところでございます。また町議会議員につきましては、議会の兼職禁止を踏まえ本条例の委員の項目から1名を削除する改正内容としております。第4条の会長におきましては引き続き町長を会長とし、青少年の総合的な施策の調査、審議を進めていくこととしております。

次に議9-1をお開き下さい。附則でございます。第1項この条例は公布の日から施行する。

議9-2をお開き下さい。2 この条例の施行の際、現に改正前の第3条第1号の規定により町議会議員として存在している委員の当該議員としての任期中にあっては、この条例による改正後の第3条の規定は適応せず、この条例による改正前の第3条の規定は、なおその効力を有するものであります。この法律はすでに改正されており、本来は平成26年3月以前に改正すべきところですが、先ほど説明させていただきましたが協議会の会長及び委員の要件につきましては削除され、各自治体の判断にゆだねられることになりました。法改正につきましては承知しておりましたが、当初は引き続き議会議員を含め協議会委員の構成につきましては、特に変更しないで継続すると考えてお

り、ことし3月に任期2年とした協議会委員の委属状を交付したところでございます。しかしながら本町の議会議員の兼職に関しましては、法律に議員を選任する旨の根拠規定がない場合は、原則審議会等の委員に就任しないことをされていることから議会議員の改選を控えている今回の時期での提案とさせていただきます。先ほどの議案第8号と同様条例の改正時期がこの時期になりましたことをお詫びいたします。申し訳ございませんでした。以上で議案説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

私のほうから注意を申し上げたいと思います。議案第8号、議案第9号の提案説明とお詫びが子ども課長のほうからございましたけれども、議長のほうから特に申し上げたい件は議案は議会で十分な審議を行い裁決され白老町としての意志が決定されるものであります。提出にあたっては議案の内容、法的根拠、提出時期等を十分に見誤ることのないよう検討されまして、今後このようなことがないように議長から特に注意をいたしたいと思います。

日程第10、議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議案第10号でございます。北海道市町村総合事務組合規約の変更について議案についてご説明申し上げます。今回の変更につきましては議10-3をお開き願いたいのですが、記載のとおりでございますが一部事務組合の規約の改正については地方自治法286条第1項の規定によるものでございますが、合わせて自治法290条の規定に基づき今回議会の議決を求めるものでございます。変更内容につきましては議10-3、及び議10-4に記載しております。別表第1組合を組織する地方公共団体が改正前の下線の部分の団体が脱退、改正後の下線の部分について新規加入と、同じく議10-4につきましても左側の共同処理する団体について下線の部分が脱退し、改正後の下線の部分が新規追加となっている内容の規約の改正でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第10号の議案説明を終了いたします。

日程第11、議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議案第 11 号でございます。北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての議案についてご説明させていただきます。本議案につきましても議案第 10 号と同様、一部事務組合の規約の変更ということで、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により変更するものですが、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。変更の内容につきましては議 11-3 及び 4 をお聞き願いたいですが、組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名ということで改正前の左側にある下線の団体について脱退、改正後の部分につきましては議 11-4 にありますけど新規加入という改正内容になってございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案第 11 号の説明が終わりました。

これより議案第 11 号に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 11 号の議案説明を終わります。

日程第 12、議案第 12 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議案第 12 号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての議案についてご説明いたします。本案件につきましても二つの議案と同様です。組合の規約の変更について地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条規定に基づき議会の議決に求める内容になってございます。変更内容でございますが議 12-2 及び議 12-3 に記載しております。第 1 条の整備、別表第 1 のところでは脱退及び加入に基づきまして以下のような変更内容になっている内容でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 12 号に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 12 号の議案説明を終わります。

日程第 13、議案第 13 号 財産の取得についての議案について説明をお願いいたします。

高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 議 13-1 をお聞き下さい。議案第 13 号でございます。財産の取得について。

- 1 取得すべき財産 スクールバス
- 2 取得予定金額 1,976 万 4,000 円
- 3 取得の目的 統合後の安全な通学環境の整備
- 4 取得の方法 指名競争入札による購入

5 契約の相手方 登別市栄町1丁目15-5北海道日野自動車株式会社 室蘭支店

議13-2をお開き下さい。議案説明でございます。財産(物品)を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年条例第7号)第3条に基づき議会の議決を求めるものであります。右のページの説明資料でございますけれども社台、白老、緑丘の三小学校が平成28年4月より統合することに伴いまして、社台地区から通学する児童生徒の安全な通学環境を整備するため、バスを運行する必要があることで新たにバスを1台購入するものでございます。スクールバスの概要ですけれども、1、乗車定員につきましては53席でございます。2、車両寸法、3、エンジン性能、4、トランスミッションまでの車両の主要につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。なお写真につきましては参考でございますけれども外装色は単色ということでございます。

続きまして入札の経過でございますが去る8月20日に北海道いすゞ自動車株式会社 苫小牧支店、北海道日野自動車株式会社 室蘭支店、三菱ふそうトラックバス株式会社 苫小牧支店、この3社に指名通知を行いまして8月20日に入札を行ったところでございます。落札率でございますけれども、予定価格2,214万円に対しまして落札額が1,976万4,000円で、落札率は89.3%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(山本浩平君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第13号に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第13号の議案説明を終わります。

日程第14、議案第14号 白老町固定資産税評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。この議案は人権案件であることから議会運営基準の規定に基づき審議する当日に配布される議案であります。よって本日の議案説明会においては議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知願いたいと思います。

日程第15、認定第1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。認定第2号 平成26年度白老町水道事業会計決算認定について。認定第3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。報告第1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。報告第2号 平成26年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。報告第3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。この6議案は決算審査特別委員会で審議することとなっております。例年においても議案の提案のみで特に議案説明されるものではございません。よって本日の議案説明会においては議案説明は省略するといたしますのでご承知願います。

日程第16、報告第4号 平成26年度白老町財政の健全化判断比率についての議案について説明をお願いします。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 報告第4号でございます。報4－1でございます。平成26年度白老町財政の健全化判断比率についてでございます。26年度決算の結果ここに記載しているとおり実質赤字比率は発生しておりません。連結実績比率も同じく発生しておりません。実質公債費比率は20.9%前年比0.7ポイントの減となっております。

次に将来負担比率につきましては156.8%前年比33.5ポイントの減となっております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号の議案説明を終わります。

日程第17、報告第5号 平成26年度白老町公営企業の資金不足の比率についての議案について説明お願いいたします。

安達財務課長。

○財務課長（安達義孝君） 報告第5号でございます。報5－1でございます。平成26年度白老町公営企業の資金不足の比率でございますが、各会計の平成26年度決算が終了しております。ここに記載しているとおり水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、公共下水道事業特別会計、港湾機能施設整備事業特別会計いずれも資金不足比率は発生しておりません。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号の議案説明を終了いたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして第1回定例会9月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもちまして、議案説明会を終了いたします。

（午前11時37分）